

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い

平成8年4月15日制定

平成15年1月16日改正

日本公認会計士協会

公認会計士が財務諸表の監査を行うに当たり遵守すべき規範である監査基準が全面的に見直され、平成14年1月に、「監査基準の改訂について」(平成14年1月25日 企業会計審議会)が公表された。これを契機に、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づく監査の取扱いについて見直し、学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」(平成8年4月15日 日本公認会計士協会)を次のように改める。

第1 監査事項

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査は、所轄庁の指定する事項について行う。

第2 監査報告書の記載事項

- (1) 監査報告書には表題を付し、当該監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人の代表者が、作成年月日を付して自署、押印する。なお、当該監査報告書が監査法人の作成するものである場合は、当該監査法人の代表者のほか、当該監査に係る業務を執行した社員が、自署、押印しなければならない。また、宛先及び公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定により明示すべき利害関係がない場合はその旨を、同法の規定により明示すべき利害関係がある場合にはその内容について記載する。
- (2) 監査報告書は、「監査の対象」、「実施した監査の概要」、「計算書類に対する意見」の区分に分け、それぞれ次の事項を明瞭かつ簡潔に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載しなければならない。また、必要に応じて追記情報及び参考事項を意見の表明とは明確に区別して記載するものとする。

1. 監査の対象

次の事項を記載する。

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査である旨

監査事項を指定する所轄庁の告示等

会計年度

監査対象とした計算書類の範囲

計算書類の作成責任は理事者にあること

監査人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること

2. 実施した監査の概要

次の事項を記載する。

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと

監査の基準は監査人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること

監査は試査を基礎として行われていること

監査は理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討していること

監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

3. 計算書類に対する意見

意見に関する除外がない場合は、理事者の作成した計算書類が、学校法人会計基準に準拠して、学校法人の経営状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の無限定適正意見を記載する。

意見に関する除外がある場合は、次の区分に応じた意見を記載する。

ア 理事者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、計算書類の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合で、その影響が計算書類を全体として虚偽の表示に当たるほどには重要でないと判断したときは、除外した不適切な事項及び計算書類に与えている影響を付した限定付適正意見を記載する。

イ 重要な監査手続が実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合で、その影響が計算書類に対する意見表明ができないほどに重要でないと判断したときは、実施した監査の概要において実施できなかった監査手続及び計算書類に対する意見において当該事実が影響する事項を付した限定付適正意見を記載する。

理事者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、計算書類の表示方法に関して不適切なものがあり、計算書類が全体として虚偽の表示に当たると判断したときは計算書類が不適正である旨及びその理由を記載する。

重要な監査手続が実施できなかったことにより、計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときは、計算書類に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載する。

他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときで、更に当該事項について重要な監査手続を追加して実施できなかったときは、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断する。

将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、計算書類に与える当該事象又は影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断する。

4. 追記情報

計算書類に記載された、正当な理由による会計方針の変更等で特に重要と認められる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記す

る。

5. 参考事項

次に掲げる事項は、監査報告書において参考事項として追記情報とは区分して記載する。
なお、計算書類に記載されていない、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び重要な後発事象のうち、学校法人の状況に関する関係者の判断を誤らせないようにするため必要と認められる事項は、参考事項として記載することが望ましい。

所轄庁の通知等により監査上特に留意することと指定された事項で、監査意見には影響を及ぼさないが当該通知等に反すると認められる事項

日本公認会計士協会の委員会報告で指定された事項

- (3) 所轄庁が、「会計制度の整備及び運用の状況」を監査事項に指定している場合は、上記(2)の「1. 監査の対象」及び「3. 計算書類に対する意見」には、これらに加え、次の事項を記載する。また、「会計制度の整備及び運用の状況」のみが監査事項に指定されている場合には、上記(2)の「1. 監査の対象」乃至「3. 計算書類に対する意見」のうち、計算書類に係る事項の記載を要しない。

1. 監査の対象

会計制度の整備及び運用の状況が監査対象であること

会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にあること

監査人の責任は独立の立場から会計制度の整備及び運用の状況に対する意見を表明することにあること

2. 会計制度の整備及び運用の状況に対する意見

会計制度の整備及び運用の状況が妥当と認められる場合は、その旨

会計制度の整備及び運用の状況について、特に改善を要すると認められる場合には、その内容

第3 業務制限

業務制限についての法令等(公認会計士法第24条及び同法第34条の11、公認会計士法施行令第7条及び同令第8条、日本公認会計士協会倫理規則第14条)の適用に当たっては、下記の事項に留意する。

1. 「役員、これに準ずるもの」には評議員を含む。

2. 「使用人」とあるのは、「教職員」とする。なお、教職員には非常勤を含む。

3. 「被監査会社等」には学校法人が含まれるが、「被監査会社」には学校法人は含まれない。

ただし、「被監査会社等」とは営利企業に該当するものに限る旨の限定がある場合には、学校法人は含まれない。

公認会計士法第24条第3項(「公務員関係」、同法第34条の11第3項の当該部分を含む)は、営利企業に係る規制であるから、学校法人は含まれないが、日本公認会計士協会倫理規則第14条に留意する。

第4 適用

本委員会報告は、平成15年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。

解 説

まえがき

公認会計士が財務諸表の監査を行うに当たり遵守すべき規範である監査基準は、企業会計審議会が昭和25年に設定して以来、必要に応じた改訂が行われ、平成3年の改訂においては、リスク・アプローチの考え方が採用され、監査基準の充実強化と個別具体的な監査手続の削除による監査基準の純化が図られた。その後若干の改訂が行われ、公認会計士監査の質の向上の要求が高まるなか、ゴーイング・コンサーン問題への対処、リスク・アプローチの徹底、新たな会計基準への対応及び監査報告書の充実を図ることなどを重要なポイントとして全面的に見直され、平成14年1月には、「監査基準の改訂について」(平成14年1月25日 企業会計審議会 以下「監査基準」という。)が公表されるに至った。

監査基準では、「改訂基準における監査の目的が示す枠組み及びこれから引き出されたそれぞれの基準は、...(中略)...財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め公認会計士監査のすべてに共通するものである。」(監査基準 二改訂基準の性格、構成及び位置付け 3. 監査基準の位置付け)としてその位置付けを明確にし、「監査基準とこれを具体化した日本公認会計士協会の指針により、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の体系とすることが適切」(同 2.改訂基準の構成)とするとともに、「改訂監査基準に基づく監査報告書の記載事項等について所要の整備を行うことが適当」(監査基準 四実施時期等)と示している。

一方、これまで、私立学校振興助成法の規定に基づく監査に係る監査報告に関する事項については、依拠すべき一般に公正妥当な監査の基準として、学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」(平成8年4月15日 日本公認会計士協会)(以下「旧報告第36号」という。)が公表され、これに準拠して監査を実施してきた。この旧報告第36号は、「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改定について(企業会計審議会 平成3年12月26日報告)」が公表された折、それまで依拠すべき監査上の取扱いとされていた「昭和53年度以降の私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱いについて」(昭和53年11月7日 日本公認会計士協会通牒(以下「協会通牒」という。))を大幅に改訂して発せられたものであった。このときの改訂においては、協会通牒において監査事項として記載されていた監査上の留意事項を削除し、文部科学大臣所轄学校法人を中心としていた記載内容を私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査のすべてに適用されるよう改め、重要な偶発事象及び重要な後発事象を計算書類に記載するよう学校法人を指導すべきとして参考事項の記載内容を整理し記載場所を改めるなどの大幅な改訂を行った。

今般、監査基準が公表されたことを契機に、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱いについて再検討し、監査基準の性格、位置付けなどを踏まえた上で、学校法人会計の特性を尊重すると同時に、企業会計など他の監査領域における監査報告書との整合を図ることを念頭に置いて、旧報告第36号を改めることとしたものである。

第1 監査事項

監査事項は、本委員会報告が、文部科学大臣所轄学校法人のみならず、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査のすべてに適用されるよう、所轄庁の指定する事項について行うとした。

第2 監査報告書の記載事項

監査報告書の記載事項及び記載方法について具体的に掲げた。

会員の実務の参考に供するため、監査報告書の文例及び留意事項を示すと次のとおりである。

なお、学校法人の監査報告書が、主として国内において利用されることを考慮すると、監査報告書に関する国際的な動向に必ずしもとらわれる必要はないと考えられるが、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書が、監査領域の相違によって様々に存在することは、依拠する監査の基準が異なるとの誤解を招きかねないと思慮することから、文例においては、監査事項の相違に基づく部分を除き、他の監査領域における監査報告書との整合を図った。具体的な記載に当たっては、各監査人がそれぞれ判断されたい。

1. 収益事業がなく、無限定適正意見の場合

<u>独立監査人の監査報告書</u>			
	平成	年	月 日
学校法人			
<u>理事長</u>	殿		
		公認会計士事務所	
		公認会計士 (自 署)	印
		公認会計士事務所	
		公認会計士 (自 署)	印
<p>私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 年 月 日付け 告示第 号に基づき、学校法人 の平成 年度（平成 年4月1日から平成 年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費 支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基 本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私た ちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。</p> <p>私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を 得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及び その適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の 表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な 基礎を得たと判断している。</p> <p>私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、 学校法人 の平成 年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現 在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>			
			以 上

形式要件等については次のとおりである。

表題

これまで、公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書は「監査報告書」として作成され馴染んできた。しかし、企業会計など他の分野の監査で作成する監査報告書において、独立した監査人と同様の倫理規範を要求されない内部の監査人等の監査報告書と区分し、利用者に対し監査人の独立性を簡潔明瞭に想起させるためには「独立監査人の監査報告書」とすることがより効果的であるとして表題が変更された。学校法人監査においても、監事の監査報告書と明瞭に区分できることから他の分野の監査報告書と表題を異にする理由がなく、「独立監査人の監査報告書」とした。

日付

監査基準の「三主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (4) 監査報告書の日付及び署名」に記載されているように、監査人の責任に係る重要問題であり、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断したときの日付を記載する。

監査報告書の日付は、通常、学校法人での監査作業終了日(計算書類の表示の検討を含む。)となる。

宛先

監査報告書が、監査人の意見を表明する手段であるとともに、自己の意見に関する責任を正式に認める手段であるという本質に鑑みると、宛先は「理事長」ではなく、「理事会」とすべきであるとの意見もあった。実務上も、寄附行為作成例(昭和 38 年 3 月 12 日私立大学審議会)においても理事会を置くこととしており、ほとんどすべての学校法人に理事会が置かれているといえる。

しかし、私立学校法(昭和 24 年 12 月 15 日 法律第 270 号 以下「私学法」という。)では、理事会は必置の機関ではなく、理事会に関する定めがないこと、また、「理事はすべての学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。」(私学法 第 37 条第 1 項)、「理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を統括する。」(私学法 第 37 条第 2 項)と定めていることから、文例では法人の代表である理事長宛とした。

署名

監査報告書には、監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人の代表者が自署、押印する。なお、監査人が監査法人の場合は、監査法人の代表者のほか、業務を執行した社員が自署、押印する(公認会計士法第 34 条の 12 第 2 項)。

監査人の事務所所在地や電話番号を記載するかどうかについては、各監査人の判断により任意と考えられ、文例では記載を省略した。

利害関係

公認会計士法の規定により明示すべき利害関係について、有するか否か及び利害関係を有するときはその内容を記載する。

監査人が監査法人の場合には、「私たちは」とあるのを「当監査法人は」とする。また、この場合の利害関係に係る記載は、「私たち」とあるのを「当監査法人又は関与社員」とする。

所轄庁の告示等は、学校法人を所轄する文部科学省又は都道府県の告示等を記載する。

監査事項として、資金収支内訳表及び消費収支内訳表が指定されている場合には、「資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書」とあるのを、「資金収支計算書(資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書(消費収支内訳表を含む。)」とする。

2. 収益事業を行っている場合の監査の対象

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 年 月 日付け 告示第 号に基づき、学校法人 の平成 年度(平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

3. 除外事項を付した、限定付適正意見

学校法人 は、.....について.....の計上を行っていない。学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に従えば、.....を計上する必要がある。この結果、資金収入及び帰属収入並びに消費収入超過額は、それぞれ 円過小に表示されている。

私たちは、上記の計算書類が、上記事項の計算書類に与える影響を除き、学校法人会計基準に準拠して、学校法人 の平成 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

4. 不適正意見

学校法人 は、.....について.....の計上を行っていない。学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に従えば、.....を計上する必要がある。この結果、資金収入及び帰属収入並びに消費収入超過額は、それぞれ 円過小に表示されている。

私たちは、上記の計算書類が、上記事項の計算書類に与える影響の重要性に鑑み、学校法人会計基準に準拠して、学校法人 の平成 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示していないものと認める。

5. 重要な監査手続が実施できず限定付適正意見を表明する場合の実施した監査の概要及び監査意見

私たちは、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。……(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ) ……。

記

私たちは、……………

私たちは、上記の計算書類が、上記事項の計算書類に与える影響を除き、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人 〇〇の平成 〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

6. 重要な監査手続が実施できず意見を表明しない場合の監査の対象、実施した監査の概要と監査意見

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、……(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)……について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にある。

私たちは、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに……(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)……全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

学校法人は、平成〇〇年〇月〇日主要な部門である 〇〇大学が火災により焼失し、重要な会計記録が失われたため、平成〇〇年〇月〇日に終了する当該部門に係る会計記録に関連して計算書類に対する意見表明のための合理的基礎を得ることができなかった。

私たちは、上記の計算書類が、上記事項の計算書類に与える影響の重要性に鑑み、学校法人 〇〇の平成 〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

7. 追記情報がある場合(監査意見と利害関係の記載の間)

私たちは、…(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)…すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項〇〇に記載されているとおり、……(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)……。

監査基準では、追記情報は、監査人が「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として記載する場合には、意見と明確に区分し、監査人からの情報として追記するもの」としている。そして、追記情報として、「継続企業の前提」に係る重要な疑義は必須の記載事項とし、「会計方針の変更」、「重要な偶発事象」、「重要な

後発事象」、「監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」、「その他説明又は強調することが適当と判断した事項」を掲げている。

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号 以下「会計基準」という。）には「会計方針の変更」、「重要な偶発事象」、「重要な後発事象」について注記事項としての定めがないが、これらについて注記することは公正妥当な慣行として成熟しつつあることから、学校法人が計算書類に記載している場合を考慮して追記情報として掲げ、文例を示した。

また、「継続企業の前提」については、学校法人の会計では、いわゆる「継続企業の前提」にかかる開示基準がないこと、自主的開示の慣行が成熟していないことなどから、学校法人が計算書類に記載していない場合には、二重責任の原則に裏付けられた監査人の責任には馴染まず、追記すべき情報に該当しないとしたが、学校法人が自主的に記載することが望ましく、計算書類に記載している場合には、追記情報として記載することとなる。

なお、「監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」については、学校法人会計では、監査報告書を添付する計算書類以外の書類が「開示書類」にないため該当はないと考えられる。

8. 追記情報と参考事項がある場合

私たちは、...(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)...すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項××に記載されているとおり、.....。

参考事項

.....。

学校法人と私たちとの間には、...(以下、無限定適正意見の場合の記載と同じ。)...。

参考事項は、監査意見に影響を及ぼすものではなく、計算書類に関する二重責任の原則に裏付けされた追記情報とは異なる内容のものであり、監査基準において監査報告書の記載事項とされていない。しかし、参考事項を記載することが学校法人の監査実務に浸透していることを思慮し、所轄庁の通知等により監査上特に留意することと指定された事項で当該通知等に反すると認められる事項（寄附金や学校債の受入に係る留意事項等）及び日本公認会計士協会の委員会報告で指定された事項（基本金組入計画に係る手続の適正性に関する事項等）を参考事項として記載することとした。

また、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び重要な後発事象は、学校法人の経営及び財政の状況をより適切に判断するためには計算書類に記載されることが望まれることから、これらの事項を記載しなければならない旨が会計基準等に早期に整備されることを期待し、それまでの間においては参考事項に記載することが望ましいとした。

このように、正当な理由による会計方針の変更や重要な偶発事象及び重要な後発事象については、学校法人が計算書類に記載した場合には追記情報に記載するか否かを判断し、これらが計算書類に記載されていない場合には、参考事項に記載することが望ましいかと

うかを判断することに留意する。

9. 監査事項が会計制度の当否のみの場合

監査の対象

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和
年 月 日付け 告示第 号に基づき、学校法人 の平成 年度（平成
年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで）における会計制度の整備及び運用の状況につ
いて監査を行った。この会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にあり、私たちの責任
は独立の立場から会計制度の整備及び運用の状況に対する意見を表明することにある。

実施した監査の概要

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行い、
監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

妥当な場合の監査意見

私たちは、学校法人 の平成 年度における会計制度の整備及び運用の状況は妥当
であると認める。

特に改善を要する場合の監査意見

私たちは、学校法人 の平成 年度における会計制度の整備及び運用の状況には、
下記の改善すべき事項があると認める。

記

.....

10. 監査事項が会計制度の当否及び資金収支計算書の適否に関する場合

監査の対象

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和
年 月 日付け 告示第 号に基づき、学校法人 の平成 年度（平成
年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで）における会計制度の整備及び運用の状況並び
に資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)について監査を行った。この会計制度の整備
及び運用に係る責任並びに資金収支計算書の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立
の立場から会計制度の整備及び運用の状況並びに資金収支計算書に対する意見を表明する
ことにある。

実施した監査の概要

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

いずれも妥当な場合の監査意見

私たちは、学校法人 〇〇〇〇 の平成 〇〇 年度における会計制度の整備及び運用の状況は妥当であると認める。また、資金収支計算書は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して適正に作成されているものと認める。

会計制度上特に改善を要し、かつ、資金収支計算書が限定付適正である場合

学校法人 〇〇〇〇 は、.....について改善を要する事項がある。また、収入及び支出の計上を行っていないが、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従えば、収入及び支出をそれぞれ 〇〇〇〇 円計上する必要がある。この結果、当年度の資金収入及び資金支出はそれぞれ 〇〇〇〇 円過小に表示されている。

私たちは、学校法人 〇〇〇〇 の平成 〇〇 年度における会計制度の整備及び運用の状況には、上記の改善すべき事項があると認める。また、資金収支計算書は、上記事項を除き学校法人会計基準に準拠して適正に作成されているものと認める。

第3 業務制限

公認会計士法第24条又は同法34条の11は、それぞれ、公認会計士又は監査法人の、「特定の事項についての業務の制限」についての規定であり、公認会計士法施行令第7条は、「公認会計士に係る著しい利害関係」、同令第8条は「監査法人に係る著しい利害関係」についての規定である。

なお、倫理規則第14条は次のとおりである。

第1項 会員は、監査業務を受嘱又は実施するに際しては、依頼人又は関与先との関係において、法令に規定する身分的・経済的利害関係を有してはならず、また、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観を呈しないように留意しなければならない。

第2項 前項の身分的・経済的利害関係には、証券取引法以外の監査業務を受嘱又は実施するに際しても、次の各号の一に該当する関係を含むものとする。

- 一 被監査会社等について行う監査に補助者として従事するものにあつては、公認会計士法第24条第1項第1号若しくは第2号若しくは同条第3項又は公認会計士法第7条第1項第1号、第4号から第6号まで、第8号若しくは第9号に掲げる関係を有する場合

二 公認会計士、外国公認会計士にあつては、その2親等以内の親族が、監査法人にあつては被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する社員の2親等以内の親族が、公認会計士法第24条第1項第1号又は公認会計士法施行令第7条第1項第1号に掲げる関係を有する場合

第4 適用

監査基準が平成15年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることから、本委員会報告もこれに整合させた。